

受 監 第 3 3 号

平成21年8月12日

倉吉市長 長谷川 稔 様

倉吉市監査委員 後 谷 博

倉吉市監査委員 松 井 幹 雄

倉吉市監査委員 瀬 尾 学

平成20年度倉吉市の決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成20年度倉吉市の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査の結果を別紙のとおり意見を付けて提出します。

平成20年度 健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成21年7月30日から平成21年8月12日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。なお、審査に当たっては、算定の根拠となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率は、下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、健全化判断比率は正確であると認められる。

記

健全化判断比率	平成20年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	12.83%	
②連結実質赤字比率	—	17.83%	
③実質公債費比率	20.8%	25.0%	
④将来負担比率	130.4%	350.0%	

※実質収支又は連結実質収支が黒字である場合は、「実質赤字比率」又は「連結実質赤字比率」は「—」で表示される。

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について
特になし
- ② 連結実質赤字比率について
特になし
- ③ 実質公債費比率について
前年度に比べ、0.6ポイント増加している。早期健全化基準の25%を下回っているが、公債費負担適正化計画の策定が義務付けられる18%を超えている状況である。
- ④ 将来負担比率について
前年度に比べ、地方債残高の大幅な減により、7.0ポイント減少している。

平成20年度 資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成21年7月30日から平成21年8月12日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。
なお、審査にあたっては、算定の基礎となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されており、資金不足比率は正確であると認められる。

記

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業	—	20.0%	
簡易水道事業	—		
下水道事業	—		
集落排水事業	—		
温泉配湯事業	—		
国民宿舎事業	—		

※ 資金不足を生じない場合は、「資金不足比率」は「—」で表示される。

(2) 個別意見

① 水道事業について

実質的な資金不足額を把握するため翌年度に償還する企業債の予定額を「1年基準」に基づき流動負債に算入しても、なお経営健全化基準を下回っている。

② その他の事業

特になし